

【議事録】

審査会の冒頭、本審査会の会長に浦田委員が選任された。

1 審議事項1 Park-PFI の活用に向けた取組について

Park-PFI の活用に向けた取組について、事務局から制度の概要の説明を行うとともに、今後の取組について意見交換を行った。

なお、本審査会の冒頭、議事の内容の公開・非公開について審議し、本議事は、会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあるため、議事及び資料について非公開とすることを決定した。

2 審議事項2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の見直しについて

条例の見直しについて事務局から説明した。

○委員

説明のありました、条例の見直しにつきまして、ご意見ご質問はございますか。

○委員

資料 2-2 についてお伺いしたいのですが、3 ページ目の (4) に「野外劇場及び野外音楽堂」の「通路」の記載があり、この通路は車いす対応になっていますが、車いすを使わない障がい者や高齢者の方に対する対応は、特に変わっていないということでしょうか。

○事務局

主な対象としては車いす利用者を想定していますが、縦断勾配や横断勾配などについては、車いす利用者以外の方も対象とした基準となっています。

○委員

1 ページ目の園路では、階段の手すりについて記載していますが、車いすを利用しない障がい者や高齢者の方が、音楽堂などで席につくときに、階段を下りて行かないといけないというシチュエーションがあると思います。そのときに手すりがないと危ないのですが、そのことについて、どうお考えなのでしょうか。

○事務局

資料 2-2 の内容につきましては、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則

の基準と基本的には内容を合わせています。手すり等が必要な場面があるかと思いますが、この規定になくとも、必要に応じて施設の改修を今後考えてまいります。

○委員

同様な質問になってしまうかもしれませんが、先ほどご説明いただいた必要最小限と言えるかが基準として重要ですが、資料2-2で記載されている基準の内容は、詳細な部分と大枠の部分とそれぞれあると思います。

例えば、手すりの話ですと、本来2段階の高さの手すりがあった方がよいわけです。また、バリアフリーを促すという観点を安全という観点で考えると、例えば、公園のトイレなどで床と壁の色が同じで、境目が完全に見えないと、その境目が分からなくて、ぶつかってしまう高齢者もいるので、安全という観点からは配慮が必要です。このようなことは、福祉住環境コーディネーターのテキストや、福祉対応の体系的なテキストでも述べられているかと思います。

今回、必要最低限と判断された基準やお考えになられたことがあれば、教えてください。

○事務局

バリアフリーについて2つの条例が併存しているように見えますが、県全体のバリアフリー条例である神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の施行規則において、基本的な基準が定められており、特定公園施設のバリアフリー条例も、県全体の条例の基準に合わせています。県全体の条例については、それぞれの見方から議論がなされた上で、基準が決定されているものだと認識しています。

○委員

今回お示しいただいた内容につきましては、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例では、建物に関してバリアフリー化していこうという発想だと思います。

さらに、高齢者や視覚障がい者、聴覚障がい者、車いすの人も含め、広く公園を使ってもらおうという視点から、公園のバリアフリーについてだいぶ前から議論した上で、一定の基準を決めることになったと、私は理解しています。

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例を参考資料として御出しいただければ、きっと先ほどの委員がおっしゃったことはクリアーでき、さらに理解が深まったと思います。

○委員

今の委員のお話のとおり、このような議論を重ねさせていただいて、現在のバリアフリー条例になったと思います。

ところで、条例を踏まえて、さらに何か制度的に深まった位置づけのものがあると思いますが、例えば計画や指針があるのでしょうか。

○事務局

県立都市公園におきまして、様々な背景を基にして、神奈川県立都市公園の整備・管理の基本方針を策定しています。バリアフリーの関係については、条例ほど細かい内容ではございませんが、県が整備や管理を行うに当たっての、基本姿勢を示すというものになっています。

○委員

条例は、特定公園施設におけるバリアフリーを推進していくという、県の姿勢を示すものですので、それはそれでよいと思います。

ただ、現場で工事を施工する段階において、いかにバリアフリーの基準を斟酌できるかが大事だと思っています。現場は決して同じではありません。特に公園はそうです。障がい者の方々の意見などを斟酌することを、工事の施工に向けて行っていただくというのが大事だと思っています。

例えば、東京オリンピック 2020 が開催されることになり、セーリング会場が江の島になりました。平面図で江の島を見ますと、山は沢山あるので、緑も沢山あるよう見えます。ところが、現地を見させていただくと、観客席が一番南の方にあることが分かりました。真夏の暑いときに、観客席まで橋を渡って歩いていくことになるのですが、辺りはコンクリート面ばかりで、植栽が非常に少ないのです。

初めは、枯れたものを植え替える程度の施工を行うことになっていましたが、現地を見させていただき、「もう少し緑陰を作るべきではないか」と思いました。ただ、緑陰を作るにはそれなりの期間が必要ですが、東京オリンピック 2020 開催まで 500 日を切っています。緑というのは、植えて 1 年経って、ようやく少し芽吹く程度です。素晴らしい緑を作るには、最低 3 年は必要です。そのことを理解している専門家の方々が、きちんと現場を見て、施工の時期を検討していただくことが大切です。

バリアフリーの推進においても、こうした例のように、専門的な視点で見ただけの方々に、バリアフリーに関する工事の施工をきちんと見ていただくことが大事だと思います。

○委員

現場も条例に沿って工事を施工していくわけですが、それぞれの現場の状況もあるので、現場に即してバリアフリーの対応をしていく必要があるということを心に留めて、事業を進めていただければと思います。

○委員

この条例はとても細かく規定されていますけれども、いつまでにこの条例に基づいて各公園等が整備されていくのでしょうか。「様々な障がい者に優しくなって、よいことだ」

と思いますが、予算の関係もあると思います。いつまでに、条例に基づいて整備や執行をしていくのでしょうか。

○事務局

県立都市公園は27公園有り、多くの施設が供用されています。これまで、この条例ができてから、バリアフリー条例に適合するように施工を続けていますが、それでも全体の一部に適合が留まっている状況です。予算の状況もあり、具体的な目標を現時点では示すことができませんが、特定公園施設を新規に設置するときや改築するときに、この基準に沿って施工することを、今後も継続的に行っていきたいと考えています。

○委員

徐々に進めていくということですね。分かりました。

○委員

それでは、まとめさせていただきたいのですが、事務局からは、このバリアフリー条例については「条例の改正又は廃止の必要はない」とのことで進めさせていただきたいのですが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。（異議なしの声有り。）それではそのように進めさせていただきます。

3 報告事項 神奈川県立都市公園の整備・管理の基本方針の改定について

基本方針の改定について、事務局から報告をした。

○委員

説明のありました、基本方針の改定につきまして、ご意見ご質問はございますか。

説明がありましたように、資料3-1の2に記載がありますが、前回の審議会から少し時間が経っていますので、少し振り返ってみますと、平成28年11月に点検の進め方について議論が始まって、1年前の平成30年3月に内容について議論をいただいたところです。

その後、パブコメを経て、ほぼ成案ができたということですが、最後に何かご発言はありますか。

○委員

特にご意見はないということによろしいでしょうか。この審査会が終わった後、公表するという方向で進めさせていただくということによろしいでしょうか。（異議なしの声有り。）それではそのように進めさせていただきます。

以上